

公募型プロポーザルの実施（訂正公告）

大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務名 大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務
- (2) 業務内容 公募型プロポーザル募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年11月28日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

指定する期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

複数の事業者が協力して連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合、代表構成員が本プロポーザル等に関する手続きを行うものとする。

コンソーシアムの構成員として参加する事業者は、単独又は別のコンソーシアムの構成員として参加することはできない。

3 プロポーザルに参加することができない者

次の(1)から(7)のいずれかに該当する者（コンソーシアムで参加する場合においては全ての構成員）は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この公告の日から見積の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで11に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和7年4月15日（火）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-choatusujoho/gyomuitaku/>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者（コンソーシアムで参加する場合は代表構成員）は、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）、誓約書（様式2）、印鑑届（様式3）及び添付書類を次により提出すること。

コンソーシアムで参加する場合は、全ての構成員について誓約書（様式2）、印鑑届（様式3）及び添付書類、また、コンソーシアム協定書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を審査し、審査結果を令和7年4月17日（木）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール（PDF）
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月24日（木）午後5時までの間

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 見積日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法

人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県 秘書・広報戦略部 ながさきPR戦略課

（電話）095-895-2026 （ファクシミリ）095-894-3482

（メール）s18020@pref.nagasaki.lg.jp

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。
- (4) 契約書の作成を要する。